
プロジェクト **税効果会計**
項目 **開示の検討**
－追加すべき開示項目の検討

本資料の目的

1. 本資料は、アウトリーチ、前回の企業会計基準委員会及び専門委員会において、追加すべき開示項目の候補の有用性をより具体的に示すべきとの意見が聞かれたことを踏まえ、追加すべき開示項目を以下により検討するものである。
 - (1) 事務局の提案内容の修正
 - (2) 利用者の有用性に関する事例による分析
 - (3) 重要性に関する検討

事務局の提案内容の修正

2. まず、前回の企業会計基準委員会において聞かれた意見に対応し、これまでの事務局の提案内容¹を修正する事項について、検討を行う。
3. 前回の企業会計基準委員会において、評価性引当額の内訳として、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額の数値に関する情報は、税務上の繰越欠損金に係る情報及び、従来開示されている発生原因別の注記において評価性引当額の合計額から、把握し得る情報であるため、不要であるとの意見が聞かれた。

この意見を踏まえ、評価性引当額の内訳のうち「将来減算一時差異合計に係る評価性引当額、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額及びその合計額」の表を削除し、これらの情報を発生原因別の注記に併せて記載するよう提案を修正する。

4. 次に、評価性引当額の重要な増減内容に関する開示は、事務局が示す例示のように

¹ これまでの事務局の提案内容（修正前）は、以下のとおりとしていた。

- (1) 評価性引当額の内訳
 - ・ 将来減算一時差異合計に係る評価性引当額、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額及びその合計額を併せて記載する。
 - ・ 評価性引当額に重要な変動が生じている場合、主な変動内容を記載する。
- (2) 税務上の繰越欠損金に関する事項
 - ・ 税務上の繰越欠損金の額、当該税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額及び当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額の繰越期限別の情報を記載する。
 - ・ 税務上の繰越欠損金については、法定実効税率を乗じた額で記載する。
 - ・ 繰越期限別の情報を記載するにあたって、年度の区切り方については特に定めない。
 - ・ 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している会社がある場合には、当該会社名、税務上の繰越欠損金が生じた原因、繰延税金資産の計上根拠を記載する。
- (3) 税法改正による影響額
 - ・ 税制改正の内容及び繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正額を記載する。

増減を特定できるケースとできないケースがあるため、開示の実行可能性について検討すべきであるとの意見が聞かれた。

この点、一時差異の内訳ごとに評価性引当額を開示する方法を検討した時に、実務上、一定の仮定を置かないと個々の将来減算一時差異項目に係る評価性引当額について算定できないケースがあり、当該ケースにおいて、プロラタ計算等により按分して評価性引当額を開示することの有用性は低いと考えられると分析した。当該分析を踏まえると、評価性引当額の増減内容を一時差異の内訳レベルで特定できないケースがあるため、連結ベースの将来減算一時差異に係る評価性引当額の増減内容を一時差異の内訳レベルで開示することは困難な場合が多いと考えられる。

また、将来の税負担率に対する影響を分析するにあたって、繰延税金資産の回収可能性は会社別に行われることから、重要な評価性引当額の変動のある会社が、ある程度特定されなければ有用性は高くはないと考えられる。

したがって、評価性引当額に重要な変動が生じている場合、当該変動が生じている会社名、及び、将来減算一時差異合計に係る評価性引当額の変動額又は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の変動額を記載するよう提案を修正する。

利用者の有用性に関する事例による分析

5. 利用者における税効果に関する分析については、これまで、以下のように説明している（詳細は、審議事項(3)-3 参考資料（別紙1）を参照）。

(1) 利用者のうち、セルサイドのアナリスト及びバイサイドのアナリストは、一般的に、6か月から1年後程度の株価を予想し、現在の株価に対して、割安か割高かについての分析を行っている²。当該株価については、主に株価収益率(PER)、株価純資産倍率(PBR)、ディスカウント・キャッシュ・フロー(DCF)、又はそれらの手法のうち複数を用いて予想している。

これらの分析においては、将来のEPS又はBPS、DCFを算出するため、税負担率、税金費用の金額の予測（繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価を含む）又はその組合せでの分析が必要となる。

² 株価を予想するためには、将来2年から5年後の予測財務諸表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書）を用いて、将来において継続的に計上される当期利益やEPS成長率を予測する必要がある。

<p>(参考)</p> <p>PERによる株価の予測＝ $(\text{税引前当期利益} \times (1 - \text{税負担率})) \div \text{平均株式数} \times (\text{業界の PER の水準や EPS の成長率等を考慮})$</p> <p>PBRによる株価の予測＝ $\text{期末における純資産} (*1) \div \text{期末株式数} \times (\text{業界の PBR の水準や ROE 等を考慮})$ <u>(*1) 純資産を予測する際に、純資産額の実績に利益剰余金の変動を予測するために(税引前当期利益 \times (1 - 税負担率))を用いる。または、繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価を行う。</u></p> <p>DCFによる株価の予測＝ $(\text{税引前営業利益} \times (1 - \text{税負担率}) + \text{減価償却費} - \text{設備投資} - \text{増加運転資本}) \div \text{割引率}$</p>

- (2) また、格付会社等のクレジット・アナリストは、企業の信用力を評価するために、企業の財務の安定性について分析を行う。具体的には、自己資本比率や債務償還年数を検証しており、これらの分析においては、税負担率、税金費用の金額の予測（繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価を含む）又はその組合せでの分析が必要となる。

<p>(参考)</p> <p>自己資本比率による検証＝自己資本 (*1) \div 総資産 <u>(*1) 繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価を行い、不確実性が一定程度あると判断したものを自己資本の額から差し引いて検証を行う。</u></p> <p>債務償還年数による検証 $= \text{有利子負債 (純額)} \div (\text{税引前営業利益} \times (1 - \text{税負担率}) + \text{減価償却費} - \text{設備投資} - \text{増加運転資本})$</p>
--

(評価性引当額の内訳及び税務上の繰越欠損金の開示項目)

現行の開示において利用者が行うと考えられる分析

6. まず、現行の開示において利用者が行うと考えられる分析について検討を行う。検討にあたっては、説明の便宜上、主にセルサイドのアナリストを想定し、税負担率を中心とした分析を行う。また、以下を前提条件とした事例を用いることとする。

前提条件

- P社（連結財務諸表作成会社）は、国内子会社を2社（S1社及びS2社）保有している。

- 前年度、当年度の税率及び決算日後の税率は変更されていない。

上記を前提に、P社の連結財務諸表における連結損益計算書（一部）及び税効果会計関係の開示は、以下のとおりとする。

【連結損益計算書】	前連結会計年度	当連結会計年度
…		
税金等調整前当期純利益	6,700 百万円	5,160 百万円
法人税、住民税及び事業税	2,367	2,243
法人税等調整額	50	120
法人税等合計	2,417	2,363
当期純利益	4,283	2,797
…		

(現行の税効果会計関係の開示)

(税効果会計関係)		前連結会計年度	当連結会計年度
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (以下、本資料では「発生原因別の注記」という。)			
繰延税金資産	税務上の繰越欠損金	500 百万円	845 百万円
	退職給付に係る負債	1,200	1,200
	減損損失	830	780
	その他	100	100
	繰延税金資産小計	2,630	2,925
	評価性引当額	△730	△1,145
	繰延税金資産合計	1,900	1,780
繰延税金負債	(以下略)		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (以下本資料では「税率差異の注記」という。)			
法定実効税率		前連結会計年度	当連結会計年度
(調整)		35.0 %	35.0 %
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.3	0.4
住民税均等割等		1.9	2.4
評価性引当額の増減		—	9.4
その他		△1.1	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率		36.1	45.8

7. セルサイドのアナリストは、第5項(1)に記載しているように、税負担率、税金費用の金額の予測の分析では、まず税率差異の注記に着目し、法定実効税率と実際の税負担率との差異のうち一過性の原因で生じたものを除いて、将来の税負担率を予測することが多いと考えられる³。

ここで、当年度は「評価性引当額の増減 9.4%」により、税負担率が前年度より

³ 本事例の場合、前年度においては37.2% (36.1% - △1.1%)、当年度においては37.8% (45.8% - △1.4% - 9.4%) との実績に基づき、将来の税負担率を予測すると考えられる。

大きく上昇している。そのため、セルサイドのアナリストは、この評価性引当額の増加により、次年度以降の税負担率が大きく増減する可能性があるのかどうかを分析すると考えられる。

8. 現行の開示情報により、以下が推測されると考えられる。
- 一時差異等の項目のうち、税務上の繰越欠損金が 345 百万円増加していることから、P 社グループのいずれかの連結子会社⁴において、当年度に 986 百万円程度（345 百万円÷35%）の税務上の欠損金が生じている。
 - 繰延税金資産は 120 百万円減少しているため、当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産に回収可能性はないと判断し、345 百万円の評価性引当額を認識している。これにより、税負担率（税率差異の注記における評価性引当額の増減）が 6.7%⁵増加している。
9. したがって、将来の税金等調整前当期純利益が当期と同水準であれば、将来の税負担率は、第 7 項で予測した率に以下を考慮することが考えられる。
- (1) 税務上の繰越欠損金が生じた連結子会社について、次年度以降、一定程度の課税所得が生じれば、税負担率が小さくなる可能性がある。
 - (2) 税務上の繰越欠損金に繰越期限切れが生じた後や当該繰越欠損金がすべて課税所得により控除された後は、税負担率が大きくなる可能性がある。

ただし、仮に税務上の繰越欠損金に繰延税金資産が計上されている場合は将来における税負担率に影響はないこと、どの連結子会社が税務上の繰越欠損金を有しているのかがわからないこと、税務上の繰越欠損金がいづれ期限切れとなるかがわからないことなどにより、上述した(1)又は(2)についての影響の度合いは推測できないため、株価の予測に影響が生じている可能性があると考えられる。

仮に開示項目を追加した場合において利用者が行うと考えられる分析

10. 次に、事務局が提案する開示項目のうち、評価性引当額の内訳及び税務上の繰越欠損金の項目を追加したうえで、利用者が行うと考えられる分析について、検討を行う。

⁴ 単体の発生原因別の注記情報で、税務上の繰越欠損金が P 社で保有しているものか、連結子会社で保有しているのかが理解し得る。本事例は、P 社では税務上の繰越欠損金が生じていないことを前提とする。

⁵ 税負担率への影響+6.7%=345 百万円÷当年度の税金等調整前当期純利益 5,160 百万円

(提案している開示)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳 (発生原因別の注記)

		前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	税務上の繰越欠損金	500 百万円	845 百万円
	退職給付に係る負債	1,200	1,200
	減損損失	830	780
	その他	100	100
	繰延税金資産小計	2,630	2,925
	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△450	△415
	将来減算一時差異合計に係る評価性引当額	△280	△730
	評価性引当額小計 (*1)	△730	△1,145
	繰延税金資産合計	1,900	1,780

繰延税金負債 (以下略)

(*1) 前連結会計年度に比べて評価性引当額が 415 百万円増加している。この増加の主な内容は、連結子会社 S2 社において、将来減算一時差異に関する評価性引当額を 450 百万円追加的に認識したこと (前連結会計年度 280 百万円、当連結会計年度 730 百万円) に伴うものである。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (税率差異の注記)

	前連結会計年度	当連結会計年度
法定実効税率 (調整)	35.0 %	35.0 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.4
住民税均等割等	1.9	2.4
評価性引当額の増減	—	9.4
その他	△1.1	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.1	45.8

3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (以下本資料では「繰越期限別の注記」という。)

(前連結会計年度)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	—	—	—	—	500	—	500 百万円
評価性引当額	—	—	—	—	450	—	450
繰延税金資産	—	—	—	—	50	—	50

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(当連結会計年度)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	—	—	—	430	—	415	(*2) 845 百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	415	415
繰延税金資産	—	—	—	430	—	—	(*2) 430

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(*2) 税務上の繰越欠損金 845 百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産 430 百万円を計上している。この繰延税金資産 430 百万円は、連結子会社 S1 社における税務上の繰越欠損金の残高 430 百万円 (法定実効税率を乗じた額) に対して全額認識したものである。当該連結子会社 S1 社における税務上の繰越欠損金は、平成 XX 年 3 月期に税引前当期純損失を 1,500 百万円計上したことにより生じたものである。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み及び土地の売却の計画により、回収可能と判断し評価性引当額を認識していない。

11. セルサイドのアナリストは、第7項と同様に、本事例において税率差異の注記に着目し、将来の税負担率を予測するほか、当年度における「評価性引当額の増減 9.4%」について、第7項と同様に、次年度以降の税負担率が大きく増減する可能性があるのかどうかを分析すると考えられる。
12. 第10項における開示は、以下のように、より具体的な推測ができるようになる。
 - 当年度に連結子会社 S2 社において、将来減算一時差異に関する評価性引当額を 450 百万円追加的に認識しており、その原因は当年度における S2 社の業績悪化等に基づき、分類が変更されたのではないかと考え、S2 社において新たに税務上の繰越欠損金が生じていると考えられる。
 - 当年度に連結子会社 S1 社において、繰越期限 3 年超 4 年以内の税務上の繰越欠損金 430 百万円に係る繰延税金資産を全額計上している。当該繰延税金資産が取り崩されない限り、税負担率に影響はないと推測できるようになると考えられる。
13. したがって、将来の税金等調整前当期純利益が当期と同水準であれば、税負担率は、第11項で予測した率に以下を考慮することが考えられる。
 - (1) S2 社の将来の業績に注視し、S2 社の将来の税引前当期純利益がマイナスであり、かつ課税所得も生じず税金を負担しない場合、当該マイナス分が連結に反映されることから、連結上の税負担率は高く算定されることを念頭に置くことが考えられる。
 - (2) S2 社の業績が回復する場合、S2 社では税務上の繰越欠損金により税金費用が軽減されることから、連結上の税負担率が低く算定されることを念頭におくことが考えられる。

まとめ

14. 評価性引当額の内訳及び税務上の繰越欠損金の繰越期限別の注記は、利用者が行うと考えられる分析において、次のような有用性があると考えられる。
 - (1) 税率差異の注記における「評価性引当額の増減」に記載されている率が大きい場合、その内容が将来の税負担率にどのように影響するのかに関する理解に資すると考えられる。
 - (2) 現行の開示よりも将来の税負担率に与える可能性のある内容を、一定程度絞り込むことができると考えられる。

ディスカッション・ポイント

事務局の提案についてご意見を伺いたい。

(税法の改正による影響)

15. 事務局の提案する「税法改正による影響額」に対して、これまでの審議において、以下の懸念が聞かれている。
- 財務諸表に重要な影響がある税法の改正のみ開示を求める場合には、実務上の負荷は限定的と考えられるが、重要性を問わず税法の改正のすべてを対象にして海外子会社から網羅的に情報収集や影響額を算出する場合には実務上の負荷が大きいと考えられる。(監査人アウトリーチ)
 - 税法の改正に関する情報は、改正内容が広範にわたるため、IFRSのように、例えば新税が賦課された場合のような限定を加える必要があると考える。(第46回専門委員会)
16. これらの意見を踏まえ、税法の改正による影響の開示がどのように集計され、どのように利用されているのかについて、事例を用いて検討する。なお、説明の便宜上、単体を前提とする。

前提条件

- 当年度及び次年度以降のA社の税引前当期純利益は350である。課税所得(税務上の繰越欠損金控除前)は、税務上の交際費の益金不算入項目50を加算し、400と算定されている。A社は、税務上の繰越欠損金を当年度の期首に875(2,500×35%)有している。
- A社の課税所得の見積可能期間は5年間、A社が保有している税務上の繰越欠損金の繰越期限は、当期末から7年経過後に到来する。したがって、税務上の繰越欠損金は、每期、5年間の控除見込額を計上する予定である。
- 当年度における法定実効税率は35%、税務上の繰越欠損金は、課税所得(税務上の繰越欠損金控除前)の70/100相当額について損金に算入できる。
- 当年度において、以下の税法が改正された。
 - (1) 次年度以降の法定実効税率が33%に引き下がる。
 - (2) 次年度以降において、税務上の繰越欠損金は、課税所得(税務上の繰越欠損金控除前)の50/100相当額について損金に算入できる。

- (3) 上記以外の税法の改正の内容に伴い次年度以降の課税所得が 5 百万円程度ずつ減少することを見積っている。

税率変更による影響額の算定

17. 前項の前提条件をもとに、税法の改正を考慮し作成したスケジューリング表は以下の(表1)であり、当年度は(d)欄の合計額により繰延税金資産を 326 百万円計上することとなる(税法の改正による影響を赤字で示している。)

(表1) 税法の改正を考慮した繰延税金資産の計上額

	当年度 X0年	X1年	X2年	X3年	X4年	X5年	合計
税金等調整前当期純利益		350	350	350	350	350	
交際費		50	50	50	50	50	50
税法の改正に伴う次年度以降の課税所得への影響			△ 5	△ 5	△ 5	△ 5	△ 5
課税所得(税務上の繰越欠損金控除前)(a)		400	395	395	395	395	395
控除限度額 (b)=(a)×50% 当期のみ70%		280	198	198	198	198	198
税務上の繰越欠損金(c)=(b)	2,500	△ 280	△ 198	△ 198	△ 198	△ 198	△ 198
繰延税金資産 ((d)=(c)×33.0%)			△ 65	△ 65	△ 65	△ 65	△ 326
繰延税金資産 ((e)=(c)×35.0%)			△ 69	△ 69	△ 69	△ 69	△ 346

18. なお、現行の注記では、税率の変更による影響を開示することとされているため、前項の(表1)のうち税率のみを改正前の35%とした(e)欄の合計額により繰延税金資産の額を 346 百万円と算定したうえで、(d)欄の合計額との差額 20 百万円を税率の変更による影響額として開示することになると考えられる。
19. 上記の結果、法人税の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正について、現行では、以下のように開示されている。

(現行の税効果会計関係の開示)

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正
 「XX 法等の一部を改正する法律」(平成 XX 年法律第 XX 号)が平成 XX 年 3 月 XX 日に国会で成立し、平成 XX 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われた。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した 35.0%から平成 X1 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 33.0%となっている。
 この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)の金額は 20 百万円減少し、法人税等調整額が 20 百万円増加している。

税率変更以外の税法改正による影響額の算定

20. 利用者が将来の税負担率を、当年度の税負担率から一過性の原因により生じたものを除いて予測する場合、税率の変更による影響だけではなく、当該影響を含む税法の改正による影響を考慮する必要があると考えられることから、税率の変更による

影響額のみを開示するよりも、当該影響を含む税法の改正による影響を開示したほうが有用性は高いと考えられる。

21. ただしこの内容を開示する場合、税法の改正を考慮していないことを前提にした繰延税金資産を算定する必要がある。例えば、税法の改正により重要な影響が生じているものを税率の変更と税務上の繰越欠損金の繰越控除限度額とに限定した判断を行う場合、(表2)を作成することができる。この(表2)により算定されている繰延税金資産を484百万円と(表1)の(d)欄の合計額で算定した繰延税金資産326百万円との差額158百万円を税法の改正の影響額として開示することができる。

(表2) 重要な影響が生じていると考えられる税法の改正について、それを考慮していない場合の繰延税金資産の計上額

	当年度 X0年	X1年	X2年	X3年	X4年	X5年	合計
税金等調整前当期純利益		350	350	350	350	350	
交際費		50	50	50	50	50	
税法の改正に伴う次年度以降の課税所得への影響			△5	△5	△5	△5	
課税所得(税務上の繰越欠損金控除前)(a)		400	395	395	395	395	
控除限度額((b)=(a)×70%)		280	277	277	277	277	
税務上の繰越欠損金((c)=- (b))	2,500	△280	△277	△277	△277	△277	
繰延税金資産((e)=(c)×35.0%)			△97	△97	△97	△97	△484

22. この場合、以下のように、税率の変更のほかにも、税法の改正により重要な影響が生じた内容を併せて開示することが考えられる。

(提案している開示)

3. 税法の改正により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正された場合で、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、その旨及び修正額「所得税法等の一部を改正する法律」(平成XX年法律第XX号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成XX年法律第XX号)が平成XX年3月XX日に国会で成立し、平成XX年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われた。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した35.0%から平成X1年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については33.0%となっている。また、税務上の欠損金の繰越控除制度が平成X3年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の70相当額から100分の50相当額に控除限度額が改正されている。

これらの変更により、当連結会計年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)の金額は158百万円減少し、法人税等調整額が158百万円増加している。

23. したがって、税制改正の内容及び繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正額を以下のように記載することを定めてはどうか。

- 税法の改正により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正された場合で、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすとき

は、その内容及び修正額

- 決算日後に税法の改正があった場合で、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、その内容及びその影響

ディスカッション・ポイント

事務局の提案についてご意見を伺いたい。

重要性に関する検討

24. 第 354 回企業会計基準委員会及び第 46 回専門委員会では、以下の意見が聞かれたことから、開示する場合の重要性をどのように判断すべきかを検討する。
 - 繰越期限別の注記の表（第 10 項）について、事務局が示すイメージ案では、重要性に関係なく機械的に開示が求められるものと解釈される可能性があるため、重要性に関する取扱いを明らかにする必要があると考える。
25. 第 7 項及び第 11 項に記載したとおり、利用者は、税負担率を予測するにあたり、評価性引当額の変動内容を分析することが考えられるため、評価性引当額の重要な変動については、税負担率の計算基礎となる税金等調整前当期純利益に対する割合が重要であるものを開示することが考えられる。
26. また、第 5 項に記載したように、利用者は、税金費用（繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価を含む）の予測にあたり、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産の内容（当該税務上の繰越欠損金が生じた原因、それに係る繰延税金資産の計上根拠）を分析することが考えられるため、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産については、純資産に対する割合が重要であるものを開示することが考えられる。
27. ここで、仮に評価性引当額の重要な変動については税金等調整前当期純利益に対する割合が重要である旨、及び税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産については純資産に対する割合が重要である旨を会計基準のルールとして定めた場合、例えば、利益が小さいケースや、利益や純資産が大きく増減したときのケースなど、実態に合わないケースが生じると考えられる。企業の状況や業種によって重要性の考え方は異なると考えられるため、重要性については個々の企業の状況に応じて判断することが適切であると考えられる。

28. したがって、ルールとして重要性に関する取扱いは定めず、結論の背景において、税負担率の予測及び純資産に与える影響の予測が重要であることを勘案し、個々の企業の状況に応じて、税金等調整前当期純利益に対する割合や純資産に対する割合が重要かどうかを判断する旨を記載することが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

事務局の提案についてご意見を伺いたい。

事務局の提案

29. 前項までの検討を踏まえ、追加すべき開示3項目を以下とすることでどうか（前回までの提案を修正している箇所を下線で示している。）。

(1) 評価性引当額の内訳

- 繰延税金資産の発生原因別の注記に併せて、将来減算一時差異合計に係る評価性引当額、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額及びその合計額を記載する。（提案の加筆に関する詳細は、第3項参照）
- 評価性引当額に重要な変動が生じている場合、当該変動が生じた会社名、及び、将来減算一時差異合計に係る評価性引当額の変動額又は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の変動額を記載する。（提案の修正に関する詳細は、第4項参照）

(2) 税務上の繰越欠損金に関する事項

- 税務上の繰越欠損金の額、当該税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額及び当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額の繰越期限別の情報を記載する。
 - 税務上の繰越欠損金については、税率を乗じた額で記載する。
 - 繰越期限別の情報を記載するにあたって、年度の区切り方については特に定めない。
- 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している会社がある場合には、当該会社名、税務上の繰越欠損金が生じた原因及び当該繰延税金資産の計上根拠を記載する。

(3) 税法改正による影響額

- 税法の改正により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正された場合で、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、その内容及び修正額（提案に関する詳細は、第 15 項から第 23 項参照）
- 決算日後に税法の改正があった場合で、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、その内容及びその影響（提案に関する詳細は、第 15 項から第 23 項参照）

ディスカッション・ポイント

事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以 上